

## マグリブ諸国のズィナー(姦通)をめぐる法と社会

小野仁美

東京大学大学院人文社会系研究科助教／イスラーム法

結婚していない男女の交わり(姦通)をアラビア語でズィナーといいます。聖典クルアーン(コーラン)には、「ズィナーに近付いてはならない。それは醜行であり、憎むべき道である。」(17章32節)、「ズィナーを犯した女、ズィナーを犯した男は、それぞれ100回鞭打て。」(24章2節)などあり、イスラームの規範はズィナーを厳しく戒めています。ただし、こうした聖句にもとづくイスラーム法の刑罰を実施している国はわずかで、ムスリム(イスラーム教徒)の暮らす国々の刑法と社会的な実態は多様です。

ここでは、北アフリカの西側に位置するチュニジアとモロッコを中心に、ズィナーをめぐる法について紹介したいと思います。これらにアルジェリアを加えた3つの国は、マグリブ(アラビア語で日の沈むところを意味し、日の昇るところを意味するマシュリクと対になる言葉)諸国と呼ばれることがあり、イスラーム教徒が大多数を占めることや、先住民族のアマズィグ(ベルベル)がアラブ人と共に居住していること、フランスの植民地支配を経て独立したということなど、様々な共通点が見られます。それぞれの国には、イスラーム法をもとにした現代家族法が制定されていて、結婚や離婚、子どもの養育などの規定に、イスラームの宗教的な規範が影響を残しています。一方で、刑法にはイスラーム法の影響がかなり

限定的であることも共通しているのです。

映画『ヌーラは光を追う』(チュニジア)と『ソフィアの願い』(モロッコ)は、いずれも婚姻外での男女の関係がストーリーの中心にありますが、マグリブ諸国の刑法で、ズィナーは重罪です。チュニジア刑法236条(1968年改正)は、夫または妻のズィナーには、5年間の懲役および500ディナールの罰金を科し、その共犯者にも有罪の妻または夫と同じ罰則を適用すると定めています。アルジェリア刑法339条(1982年改正)でも、婚姻中の女性が配偶者以外の男性とズィナーを犯した場合、また婚姻中の男性が配偶者以外の女性とズィナーを犯した場合、それぞれ1年から2年の禁固刑を科すことが定められています。また、モロッコ刑法490条(1962年改正)は、婚姻関係のない男と女が性的関係をもった場合、1カ月から1年の禁固刑とし、同491条は、既婚の男または女が配偶者以外の異性と性的関係をもった場合、1年から2年の禁固刑を定めています。ただし、いずれの国においても、既婚者のズィナーについては、配偶者からの訴えがあった場合にのみ起訴されるとされていて、つまりこれは、夫婦間の問題ともいえます。

古典的なイスラーム法は、姦通罪などクルアーンに刑罰が示されている法規定を「神の権利」と

捉えて、これを変更することはできないとしています。9～10世紀頃までに整えられたイスラーム法の体系は、クルアーンを第一の法源としていますが、クルアーンに明示されていない事項については、預言者ムハンマドの慣行を参照するなどして、法学者たちは議論を深めました。細則は法学派によって異なりますが、ズィナーを犯した男女は、未婚であれば鞭打ち100回、既婚であれば石打ち(死刑)というのが法学者たちの一致した見解です。ただし、こうした厳しい刑罰が実際に執行されることはほとんど想定されていなかったと思われます。なぜならば、姦通罪を成立させるためには、自白あるいは4名の公正な男性による一致した目撃証言が必須だからです。もしも、ある人が婚姻外の男女による性交渉を告発して、4名の証言を揃えられなかった場合、逆にその人物が「姦通中傷」の罪に問われることとなり、鞭打ち80回の刑が科されてしまうという規定もあるのです。

とはいえ、イスラーム法学者たちがズィナーに寛容だったというわけではなく、不貞行為が完全に立証できない場合には、裁判官の裁量によるタアズィール刑という少し軽い刑罰が設定されました。ただし、前近代のムスリム社会での実践が具体的にどのようなものであったのか、あまり明らかとはなってはいません。イスラーム法を基本

として統治を進めたオスマン朝(15～20世紀)で発せられた法令では、ズィナーには鞭打ち刑や石打ち刑ではなく、罰金が科されるとあるので、刑罰にイスラーム法の規定は実施されていなかったことが推察されるぐらいです。その後、トルコなどのオスマン朝の領土であった国々では、ヨーロッパの近代法に範をとった刑法が作られ、現在でもそれらが運用されています。ムスリム諸国のなかには、イランやパキスタンのように、イスラーム刑法を導入した国もいくつかありますが、そうした国のほうが少ないのが現状です。

マグリブ諸国のそれぞれの刑法は、イスラーム法ではなく、フランス刑法(1810年)からの影響が大きいのです。たとえば、姦通した妻を殺害した夫は、殺人罪に問われることはないという規定などがそのまま引き継がれています。モロッコ刑法においては、ズィナーを犯した配偶者への殺人傷害は、その現場を取り押さえたときのことであれば罪に問わない(418条)と定められています。チュニジアではすでに、同様の減刑を認めていた刑法207条を1993年に廃止していますが、やはりかつては、ズィナーを犯した妻とその相手男性を夫が殺害したとしても、罪に問わな

という条項がありました。

ズィナーは、法的な規範という以上に、男性の名譽を汚すという意味において深刻な事態をもたらすことがあります。未婚の娘の不始末であれば父親が、妻の不貞であれば夫が、何らかの制裁を女性たちに加えることがあり、いわゆる「名譽の殺人」というのもそうした類の殺傷事件です。これがイスラームの規範にもとづくものであるか否かは議論のあるところですが、少なくとも、家族の女性の貞操を守るのは男性の役目であるという考えは、ムスリム社会で古くから持たれているものです。また、不祥事の発覚後に、急いで娘の婚儀を整えることで問題を収めてしまおうという人たちもいます。若き二人の未熟な恋であればまだよいですが、それが仮にレイプ被害であっても、相手の男性と正式に結婚させることで、姦通罪やそこから生じる不名譽を回避できると考えるのです。モロッコで、2012年、レイプ犯との結婚を強要された16歳の少女のことが報道されました。モロッコ刑法475条には、18歳未満の女性をレイプした場合、犯人の男性には1～5年の禁固刑および200～500ディルハムの罰金が科されるとあるのですが、この時点では、彼がその女性と結婚した場合は起訴を免れるとす

る条項が存在していました。レイプされたうえに、犯人との望まぬ結婚を強いられた彼女は、服毒自殺してしまいました。この少女の事件を契機に、同法の改正を求める運動が起こり、免責の条項が廃止されたのは2014年のことです。

ズィナーによって子どもが生まれてしまった場合、父親による扶養や後見が受けられず、法的に非常に不利な立場におかれます。これはイスラーム法でも現代各国の家族法でも同様です。イスラーム法には、捨て子に関する規定が詳しく定められていますが、人目を忍んで密かに産んだ子を捨てる女性が少なからずいたからなのでしょう。現代においても、婚姻外での出産には社会の厳しい目が向けられますし、不義の子の中絶も困難です。イスラーム法では、妊娠初期の中絶は必ずしも禁止されていませんが、現代のムスリム諸国において人工妊娠中絶は、母体に危険が及ぶ場合に、配偶者の了承のもとでのみ容認されるという国がほとんどです。例外として、チュニジアでは、1973年、女性の権利擁護の観点から、夫の許可なしでの妊娠中絶が合法化されましたが、これはまだ珍しいのです。イスラーム法で禁じられた養子を認めたチュニジアならではの画期的な立法だといえるでしょう。